

消費者運動—歴史と展望



紀平梯子

1 —————はじめに

1968年4月につくられたわが国消費者保護基本法の根底となったといわれるケネディ米大統領の消費者保護教書〈1963年3月〉において、消費者に4つの権利、○安全である権利 ○知らされる権利 ○選択できる権利 ○意見が聴かれる権利が示されているが、同大統領は、消費者集団を「国民経済において効果的に組織されておらず、またしばしばその見解が無視される唯一の集団」としてとらえている。

しばしばその見解が無視される唯一の集団＝その名は消費者、わが国の消費者保護基本法は、その目的について「この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、国、地方公共団体及び事業者の果すべき責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする」と定めている。

しかしながら明治から120年、日本の国策の中には〈消費者〉の存在はなかった。富国強兵策は、産業優先の名におきかえられ、産業政策はあっても消費者政策はなく、産業自身が、責任を負わされることは、かつてなかった。我が国の消費者運動は、このような社会風土の中で生まれ、試行錯誤をくりかえしながら育ちつつあるといえる。従って、その初期においては、基本的人権の主張というより、生活最低線を守るための運動に終始した。

2 —————敗戦から昭和30年まで

昭和20年〈1945年〉8月25日、市川房枝氏らによ

り「戦後対策婦人委員会」が組織され、その政治部は、婦人参政権を要求すると同時に、婦人の政治教育のため、戦後最初の婦人団体を創立、11月3日「新日本婦人同盟」〈25年日本婦人有権者同盟と改称〉と称した。同盟は、その綱領で「政治と台所の直結、婦人の経済的、社会的、法律的地位の向上等」をうたい、創立総会では、時の緊急事として「主食1日3合配給確保」を決議し、政府、政党に要求している。

これが戦後初の、生活権要求であり、12月17日婦人の参政権実現を契機に各種婦人団体の結成が相ついだ。

23年には、主婦連合会、同年から市町村の地域婦人団体が誕生、27年全国地域婦人団体連絡協議会の結成となり、24年には関西主婦連合会が出来ている。

昭和21年から22年にかけて衆議院・参議院選挙、地方選挙と、婦人ははじめて参政権を行使したが、この頃は日本も消費者も、最も苦しい時期を迎えている。

食糧の遅配、欠配が深刻化し、21年〈1946年〉4月から5月にかけて、東京には20件に及ぶ大デモがあり、主婦を交え「新米獲得人民大会」〈食糧メーデー〉、7月には労組婦人部、新日本婦人同盟による「日本民主々義婦人大会」が開かれ、主食の遅・欠配反対、婦人ゆえの誠首反対をスローガンに、首相官邸にデモが行なわれた。23年〈1948年〉末には賃金の遅・欠配が加わり、ヤミ米は200円に達した。G. H. Qは、ヤミ物資を買うなと警告し、物価庁はヤミ物資追放を強調したが、ヤミ物資、ヤミ値の横行は止まなかった。主婦による主食宅配要求〈東京〉、牛肉値上げ反対〈大阪〉、不良マッチ退治主婦大会、主婦決起大会〈東京〉など大衆運動が広がった。一方戦前からの協同組合運動も輪をひろげ、食糧確保国民大会への参加、23年7月には消費生活協同組合法の成

立、26年3月日本協同組合同盟の解散、日本生活協同組合連合会の創立とともに生協運動は本格化している。26年以後、婦人団体による臭い米〈黄変米〉拒否運動が続けられ、29年〈1954年〉10月にいたり、臭い米は配給から除外された。このほか電気料金値上げ反対〈26・27年〉、豆腐値上げ反対、散髪入浴料金の適正価格運動、10円牛乳運動など、主婦連、関西主婦連ほか、婦人団体を中心の運動が展開されている。

3 ————— 昭和30年代 ……経済の高度成長、 企業優先の消費行政に抗して……

昭和30年代は、企業による本格的な技術革新商品の製造、一般所得の上昇により生活がやや豊かになりはじめた。テレビ、洗濯機等の家庭電気製品がでまわり、アメリカ式マーケティングの導入による宣伝、広告等情報の氾濫により、商品による危害が発生するなど商品知識に乏しい消費者が王様扱いされる受難の時代が開幕した。

全国消費者団体連絡会〈31年結成〉の主催による「全国消費者大会」〈32年〉、主婦連の「暮らしを守る消費者大会」〈30年〉が開かれ、関西主婦連の商品学校〈29年頃〉、39年からは生活学校運動が新生活運動のいっかんとしてスタートしている。昭和30年には、経済企画庁が発足したのも時代の反映だが、マーケティングは企業の独走体制、消費者は宣伝に踊り、行政にも企業自身にもチェック機能がまるで無いのが実情であった。従って30年に発生した、森永ヒソミルク事件でも、当時企業責任の問われ方はすこぶる甘いものであった。消費者物価は、戦後の悪性インフレ期、その後の朝鮮動乱期を経て、昭和27年から35年までは、比較的安定した時代といえるが、34・35年をさかいに、池田内閣の高度成長経済政策により消費者物

価は、年率5%以上の上昇となり、40年には、前年比7.7%という激しい騰貴を示した。

物価上昇と相まって目立った商品公害＝前述の森永ヒソミルク事件<30年>、不当表示ジュース問題<32年>、ニセ牛缶事件<35年>、中性洗剤有害問題<37年>、メルルーサなど魚の表示問題<39年>、アンプル入り風邪薬によるショック死<40年>、ヘアスプレー<40年>、等々の発生により、訴訟、調査・テスト活動、街頭行動、陳情、抗議行動が高まって行った。

4 昭和40年代……生命、健康、くらしの権利を奪い返す消費者運動……

1>インフレと公害

昭和30年～35年、35年～40年、40年～45年の各5年間の物価騰貴の上昇率を比較すると、30年～35年の上昇率は5年間総合で7.9%、35～40年は35.2%も上昇している。昭和45年の消費者物価の水準は、昭和40年に比べて3割高、昭和35年に比べると7割高になっている。品目別には、魚が10年間で3倍、野菜が2.8倍、なかでもサンマは7.1倍、アジは5.4倍、ほうれん草は3.8倍、すいか7.4倍という高値であり、このような大衆品の値上りは、政府の物価指数より何層倍の物価高となり消費者は打撃をうけている。

国民生活の必需品である、電気、ガス、国鉄、私鉄、電信・電話、郵便料等公共料金、公共料金に準ずる米値上げも物価上昇のヒキガネとなり、生活は日々苦しく、家計簿の赤字に消費者は眼をうばわれる。

2>経済の高度成長と環境破壊

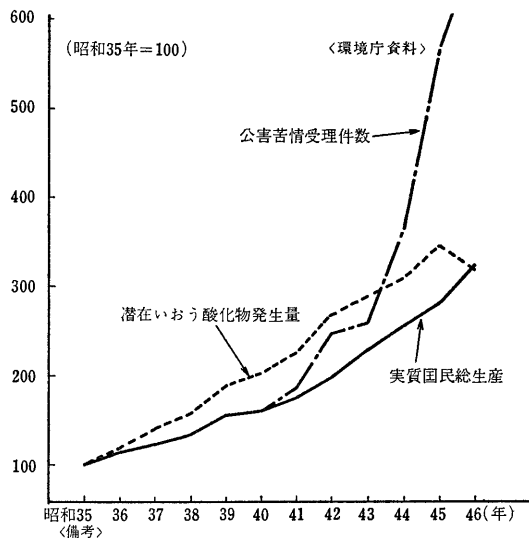
このインフレと併行し、物価よりさらに怖ろしい環境破壊が前面にあきらかとなるのが昭和40年の消費者問題である。

環境庁の調べによると、環境汚染によってひきおこされた公害病の認定患者数は、1969年<昭和44年>から1972年<昭和47年>の間に1,165名から9,465名と、ほぼ8倍の地方自治体による認定患者を加え、さらに認定されていない者、食品公害に侵されている者を数えると実に驚くべき結果を生むであろう。

PCB、水銀などは、たまたま現在の分析技術によって分析出来る物質だが、更に今後どのような物質が出てくるか予測もできない。こうした有害物質は、天然自然のものでなく、人為的に私たちのまわりにあらわれてきたものである。

環境汚染の元凶として重油を使ったための潜在いおう酸化物の発生量は、経済成長の拡大とともに増えている。公害苦情処理件数もその表面にあらわれただけでも、経済成長と正比例して増加している<下図参照>。

図 経済成長と環境汚染関連指標の推移
<環境庁資料>



1. 総理府公害等調整委員会「公害苦情件数調査」、経済企画庁「国民所得統計年報」等により作成。
2. 40年以前の公害苦情受理件数(全国)はないが、40年を東京都の苦情受理件数によって推定し、40年の実質国民総生産の指数値161.8として指数化した。
3. 潜在いおう酸化物発生量は各年の重油消費量に各年の平均いおう含有率を乗することによって求めた。

経済成長ともなう環境破壊は、空気・大地・水を汚し、食品、薬品、洗剤等のつくられた公害は、

企業責任不在、政府の企業優先、消費者不在の政治により、とうとう人間の存在そのものを破壊するところまで来た。

インフレと公害のはさみ打ちのなかで、40年代の消費者運動は〈人類として果して人間らしく生き且つ生きのびられるかどうか〉の命題に漸くあしをかけた。

3 >新しい消費者団体の誕生

昭和40年代の消費者団体の数における増加も、消費者意識の変化と無関係ではない。

48年、経済企画庁資料「消費者団体」によれば、消費者団体は1,195団体、47年調査以降762団体が増加している。このうち200団体は、47年以後1年間に設立。500団体は、各地区レベルの団体グループが把握されたこと、あるいは既成のグループが、消費者問題にあたらしく取りくみはじめたものである。これら消費者団体に参加しているのは、中央団体〈生協を除く〉で約1,000万人、全県地区団体〈生協、生活学校を除く〉で約1,000万人。重複を除いて、約1,000万人が消費者団体に参加している。いわば消費者運動ブームのなかでその意識構造にも著しい変化がみえはじめる。

4 >台所型から告発型へ……

一般的には、日本の消費者運動は、人権の主張より、追いつめられた物質的破壊からの自主防衛といえよう。日本民族は、西欧ルネッサンスの経験はなく、基本的人権の主張に命をかけた歴史がない。いわば、歴史的に権利意識の基盤が欠落しているとも考えられる。——この消費者不在の風土からも、新しい型の消費者運動が芽を吹きはじめた。昭和44年の欠陥車問題で、ユーザーユニオン〈44年〉の結成及び44年消費者連盟創立委員会結成と45年ブリタニカ商法の告発。これは、30年代まで類例をみなかった専門的知識のある男性の消費者運動として説明される。

台所型から告発型へ——この運動は、アメリカの

コンシューマーズ・ユニオンに代表される商品テストと、情報提供型の運動に新しい権利要求の型が加わったといえる。

42年から44年への地婦連の100円化粧品運動も、価格と内容、流通経費、広告宣伝費などを、消費者みづから製造、販売することにより、再販制度廃止運動の裏づけとしている。昭和40年代は、消費者が〈王様〉とうたわれながら、実は〈裸の王様〉であった時代から脱皮し、新商品の登場と、生産者側が一方的につくり出す情報の渦の中から自からデータを以って立ち上ろうとする自意識にめざめた時に来たといえる。

東京都内の団地などを中心に、おいしくて安全な牛乳、無添加のハム・ソーセージを手に入れようとの運動が、主婦の共同購入運動を中心に広がっている。汚染物質が、全くないという食物は選べなくとも、比較的少ないものを、消費者自らのデータで購する——いわゆる消費者団体ではない消費者の草の根運動は、着実に根をおろしつつある。30年後半につちかわれた地域の消費者グループは、最初の段階である簡単なテスト、調査の実施から、46年の過剰包装追放運動、そして47年から48年にかけてのハイライトともいうべき「石油タンパク飼料化阻止の運動」と、この成功にまでめざましい進歩、発展をとげている。

5 >共同運動へ……

既成の中央団体の行動にも、方法論にも特徴があらわれはじめる。

例えば、42年クロ追放の運動で、行動を共にした5団体〈主婦連、地婦連、生協、婦人有権者同盟、消費者の会〉は、その後、佐藤内閣に対する物価値下げ要求を集中的に行ない、このチームワークは、46年のカラーテレビ不買運動に山場を迎え、ひきつづき現在にかけて、再販制度廃止、再販製品ボイコット運動、48年石油パニックに際しては、行政に生活必需品の確保と、正確、じん速

な情報の提供を要求するなど、固い連携運動として持続している。

その間、漁協婦人部、未亡人団体協議会、日本青年団協議会婦人部の参加等、共同運動は拡大される一方、現在、消費者6団体〈日青協婦人部が参加〉として中立系団体の消費者運動の軸となっている。

一方消団連が中心の消費者大会も、年毎にテーマの拡大と正比例してあたらしい団体の参加はふえつづけ、物価、公害、税金、政治献金問題等、幅ひろい問題を把握してきている。しかしながら、消費者運動の開花は余りにも遅く、進行するインフレ、特に環境破壊の現状の速度は余りにも早い。

5 ————— 果して追いつき、追いこせるか

1) 増えつづける奇形児

環境汚染と先天異常児との関係をみてみよう。一説によると、現在のまま環境汚染が進めば、日本人は、あと30年で滅亡か……といわれ、環境汚染が止まっても奇形はふえつづけるともいわれている。

胎児性水俣病、PCBによる黒い赤ん坊、サリドマイド奇形、ストマイ難聴、原爆による小頭症などは、明らかに環境汚染の人体実験に等しい。中性洗剤、カドミウム、AF₂、等指摘される有害物質は多いが、人間に対する有害という事実が証明されない限り、厚生省、専門家の一部は、人間の奇形との関係を認めようとしなない。この間に魚、牛、豚の奇形がふえ、水俣病のような症状を示すネコもあらわれるなど、疑わしい材料は、次々と提示され、音もなく人間はむしばまれていく。奇形児については、ことしの夏、国立ガンセンターの平山 雄医師は、次のような恐ろしい発表を

おこなっている。

医師立会による全死産中、胎児の先天異常によるものは、1952年には、0.36%だったのが、1972年には2.02%と6倍ちかくふえ、先天異常の中には無脳症の増加が目立ち、1951年には先天異常中11.8%であったのが、1972年には35.4%と、その割合が3倍以上にふえている。医師立会による死産総数に対する割合でみると、1951年0.053%から0.717と13.5倍増になっている。

妊娠8カ月以降の後期死産をみると、医師立会による総死産中に占める先天異常と無脳症の割合は1952年から72年の20年間に、自然死産では、それぞれ4.14倍、7.53倍、人工死産では、それぞれ29.56倍、430.68倍にふえている。無脳症の原因は、遺伝ではなく、環境の原因を強く受けて発生することが判っており、母親のもっている因子が殆んどである。

①アルコール中毒 ②発育期におけるインフルエンザ罹患 ③腐敗したジャガイモの摂取 ④食品添加物など……があげられている。

奇形児が増えるということ、胎内における胎児の健康状態は、母体の健康につながり今生きている成人の健康のバロメーターである。この日本の現状に対し、日本の立法、行政の立ちおくれは非常なものである。この原因は、基本的には〈健康権〉の位置づけにある。

憲法25条は〈健康〉に関する規定を権利として示しているが、法律学界では、25条をプログラム規定として扱っており〈健康権〉という権利として認めたものではない。プログラム規定であれば、国民は、国または公共団体に対し25条を根拠として一定の給付を請求できないので、立法政策の問題にあづけられ、〈健康〉に対する国の姿勢は、実体論のともなわれないあいまいなものになってしまう。

42年5月の朝日訴訟の最高裁判決は、一応プロダ

ムラ規定論をとりつつも、補足意見において「国会その他の立法者に対する法的義務の宣言規定」とし「立法上の運営が不十分なときは、憲法25条に基づいて裁判所に義務存在確認の判決を求めうとする考え方は、必ずしもおかしくない」との条件をつくった。

この背景には、国家的政策の中での企業活動と環境破壊、医療自体の健康破壊、高齢化、重症心身障害児など不健康人口の増加……があるが、具体的な法制度上の保護がないため、現実には、司法の場による救済に委ねられている。

森永ヒソミルク、サリドマイド、そして昭和48年3月30日に判決が下された熊本県水俣病訴訟ほか富山県イタイタイ病訴訟〈第1次訴訟〉、新潟県新潟水俣病訴訟及び三重県四日市公害訴訟の4大公害訴訟。

これらは食品、薬品公害、開発による環境破壊により人命、健康を損なう被害を多数に及ぼした例であり、判決の殆んどは原告側の主張を原則的に認めており、被告側たる企業に対し、相当の損害賠償額の支払いを命じ、きびしく企業責任を追及するとともに、行政にも強い反省を促すものとなっている。

2> AF₂と最近の消費者運動

企業責任不在、行政無策の中で40年代後半に入り消費者運動は不十分ながら問題の先取りを行っている。

この8月には、全面禁止となったAF₂追放運動の勝利が、そのひとつである。殺菌料AF₂は、336種ある食品添加物のワースト3のひとつ。日本だけに使われ、強い毒性をもち肝臓障害をおこすことで、学者や消費者から、製造使用禁止を訴えられていた。AF₂は、豆腐、水産ねり製品、食肉ハム、ソーセージ、魚肉ソーセージなど、大衆食品に使われていた。昨年3月国立遺伝学研究所の田島部長ら遺伝学者が、AF₂は人間に対して

遺伝的危険性があるとして厚生省に警告したが、厚生省は「AF₂の安全性は確認されているので問題ない」という通達を各都道府県に出している。各地の消費者センターや市町村の消費者行政担当窓口では混乱をきたし、メーカー側は、この通達を、更に拡大した形での安全性PRにつとめた。

しかもAF₂認可のための安全性確認データは上野製薬KKのもので、石油タンパクと同様、著しく消費者の不信をかってきた。田島部長は、更に追いかけて「AF₂が強力な突然変異をおこす物質である」との事実を示した。血友病や白痴や精薄と、特有の顔つきで知られるダウン症候群などの突然変異がAF₂を無制限にとり入れることにより誘起されるという発表は、消費者に非常なショックを与えた。

続いて神戸大医学部の杉山武教授は、ラットの実験により「AF₂は細胞内の染色体を切断、遺伝子に影響を与える危険性がある」と発表、初めて哺乳動物の実験で証明をした〈6月〉。今年2月からAF₂追放に集結した消費者団体は、40余り。全国的規模の団体のほか、石油タンパク禁止を求める連絡会、杉並消費者グループ連絡会、湘南YWCA、浦和主婦会、グループ青空等、地域のグループ等々。

これら消費者団体の精力的な運動は、厚生大臣、食品衛生調査会への申入れ、学習、集会、AF₂製造販売禁止請求訴訟にまで発展し世論をまきおこした。ことここにいたり、厚生省は、重い腰をあげ、40年使用許可以来9年間の問題であったAF₂を〈発ガン性あり〉として全面禁止にふみきった。

3> AF₂を禁止されたけれど……

安全な食生活を求める消費者運動は、今後日本の法律や行政の考え方の根本的な欠陥を改正する方向にむかわねばならない。

AF₂は禁止されたが、危険な食品添加物は、こ

れだけではない。バター、マーガリン、チーズのデヒドロ酢酸、発色剤——ハム・ソーセージの亜硝酸ナトリウムはじめ、枚挙にいとまない。

食品添加物の安全性について、国連FAO/WHO〈1972年〉のレポートでは、乳幼児の食品には保存料、発色剤、着色料、香料など…が存在するのは好ましくないと指摘、ことに生後12週以前の乳児には、あらゆる化学物質がよくないとし、添加物の入っている乳児食品か「摂取してはならない」と表示させることを指摘している。日本の食品衛生調査会の〈乳児も含む安全性〉という考え方と〈絶対的使用禁止〉のWHO/FAOの考え方の間には遠いひらきがある。

次に現在の食品衛生法では、食品の流通機構の範囲の規制は対象となっているが、生産段階は野放しである。

農業汚染、水質汚染からくる食物連鎖の食品公害は全く手がつけられず、水俣病、イタイイタイ病は事故発生予防対策はゼロ、公害の後始末が裁判の庭で解決されるばかりである。食品の安全性を厚生大臣がきめるのも問題がある。「販売等を禁止させる食品または添加物は、有毒、もしくは有害な物質が含まれ、もしくは付着し、またはこれらの疑いのあるもの、但し、人の健康を害うおそれがない場合として厚生大臣が定める場合においてはこの限りではない」〈第4条〉——消費者や専門家が有毒とみとめても、厚生大臣が認めなければ規制できず、カドミウム、PCB、BHC、水銀などは、すべて食品中に存在してはならないものであるが、厚生大臣が「人の健康を害うおそれがない」と認めれば、安全な食品という認定となる。

安全な食品の認定の基準は〈許容量〉によつてはかれるが、安全性の確認は、今の科学水準でしかできず、十分なものとはいえない。疑わしきは規制する行政の方向が望ましく、その責任は、国

がもつべきである。

PCBの問題も深刻なものがある。1971年から日本でもPCBによる水質汚染が問題となり母乳の高濃度汚染が社会問題となった。ことしの6月厚生省の発表によれば「昨年夏、全国で実施した母乳の実態調査では、全体の約3割が0.033ppmを上回るPCB濃度であり、赤ちゃんに飲ませられない」とのこと。藤原邦達京都市衛生研究所衛生化学主幹によれば「許容量は0.025ppmでありこの計算によれば50%前後が許容量を上廻るとみられ、現在異常が認められなくても、将来の幼児の健康に不安が残る」といわれる。厚生省はこの実態に対し「妊娠とわかった場合はできるだけ脂肪分の多い魚の摂取は避けるなどの自衛を——」などというのみである。

PCBは3年前、大型電気機器絶縁油と熱媒体を除いて使用を禁止され、企業はPCBの生産を中止している。しかし昭和28年から47年まで生産、出荷されているPCBは、カネカ、クモンサント2社で59,000吨、47年中止以来15,000吨は確実に流され、あとはその行方が不明である。

この現状に対する企業、行政の姿勢は、カネミ油症が、PCB中毒が発生したことを知りながら生産を続け、当時の無責任さといささかも変っていない。

6 ————— おわりに

今後の消費者運動は、立法、行政府に対した企業に対し、憲法25条、13条の健康権・生命権確保を根幹とした立法、そしてその運用に関し行政、企業責任の明確化を要望して行くことが重要である。

独占禁止法・食品衛生法等の改正は目下の急務であるが、より大切なのは、現実を消費者自身の問

題としてとらえる意識の変革である。

極く限られた範囲ではあるが、芽は出はじめており、将来への拡がり期待される。A F₂ 追放運動にさきがけ、東京羽村安全食品等を求める会は45年無添加の豆腐を業者につくらせ、共同購入で羽村の豆腐を安全なものにした。

消費者連盟は、石油パニックを演出し、不当な利益をうけた石油大手元売り6社に対し〈奪られたものを取り返す〉クラス・アクション〈集団訴訟〉にふみ切った。また、電気料金値上げ反対運動の一つとして、電気料金支払いの、銀行自動振替の中止を呼びかけ、〈政治献金分不払い運動〉を併せ行った。公共料金、サービス料金の決定権を消費者の手に奪いかえすこの運動は、不十分な結果ながら、今後の消費者運動へのあるヒントを与えたといえる。

消費者は、あらゆる商品に対し、買う自由と同時に買わない自由をもっていることも、忘れてはならない。昭和45年から46年にかけて、カラーテレビの二重価格を追及しておこなわれた消費者5団体の不買運動は、松下電器を消費者サイドの土俵に引き出した点において、特筆すべきケースである。

不買こそは、カラーテレビ以外のあらゆる商品に適用できる消費者の伝家の宝刀といえよう。

〈日本婦人有権者同盟会長〉